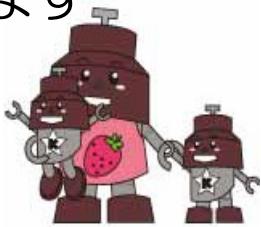


川口市社会福祉審議会委員を募集します



趣 旨・・・社会福祉に関する事項を調査審議するため、委員を公募します。

審議事項・・・障害福祉・児童福祉・地域福祉に関わる事項（※下記を参照）

募集人数・・・各分野2人ずつ、計6人

任 期・・・令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

応募資格・・・市内在住・在勤・在学の満18歳以上（応募日現在）のかたで、福祉分野に关心があり、継続して平日の昼間の会議（年3回程度開催予定）に出席できるかた。（高校生を除く。）

また、各分野の応募資格を満たすかた。なお、応募は1人一分野といたします。

応募方法・・・各分野のテーマについて、任意の書式に600～800字以内で小論文を作成し、応募申込書（必要事項を記入）を添付の上、各分野の担当課へ郵送・メール・直接持参のいずれかによりご応募ください。なお、応募申込書は各分野の担当課並びに市役所第一本庁舎総合案内、市内各公民館、図書館、支所及び川口駅前行政センターにおいて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、ご提出いただいた応募申込書と小論文はご返却いたしませんので、ご了承ください。

応募期間・・・令和8年1月5日（月）～令和8年2月6日（金）（郵送の場合、締切日消印有効）

※直接持参される場合は月曜日～金曜日の午前9時～午後4時30分までにお越しください。（祝日は除く）

選考方法・・・応募申込書及び小論文を基に書類選考により決定し、選考結果は応募者全員に郵送で通知いたします。なお、選考にあたっては、市の他の審議会等の委員でないかたを優先し、「附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、審議会等委員の兼任については当審議会を含め3審議会以内とします。

報 酬・・・「川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給いたします。
※交通費は支給いたしません。

～個人情報の取扱い～

応募者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律・川口市情報公開条例・川口市個人情報の保護に関する条例に基づき厳重に管理し、目的以外の使用や本人の承諾なしに第三者へ開示、提供することはありません。

【各分野の審議事項等について】

分野	審議事項（例）	応募資格	小論文テーマ
障害福祉	障害者福祉計画の策定及び計画推進に係る調査審議	障害福祉に关心があるかた	川口市の障害者支援に関する私の考え
	福祉部 障害福祉課 庶務係 川口市青木2-1-1 第一本庁舎2階 電話：048-259-7920（直通） Eメール：083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp		
児童福祉	児童福祉施策の調査審議	子育て支援に关心があるかた	川口市のお子様・子育て支援に関する私の考え
	子ども部 子ども総務課 政策係 川口市青木2-1-1 第二本庁舎3階 電話：048-252-0270（直通） Eメール：083.04000@city.kawaguchi.saitama.jp		
地域福祉	地域共生社会推進計画の策定及び計画推進に係る調査審議	地域で活動されているかた（町会自治会、PTA、ボランティア等）	「地域共生社会の実現を目指して、あなたのできること・やりたいこと」
	福祉部 福祉総務課 庶務係 川口市中青木1-5-1 第三庁舎4階 電話：048-259-7929（直通） Eメール：083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp		